告示

○財務省告示第三十六号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百二十七号）の施行に伴い、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号及び第三号の規定に基づき財務大臣が定める療養を定める件（平成十九年三月二十九日告示第九十八号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年一月三十一日

財務大臣　安住　淳

○厚生労働省告示第三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十六条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十二条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十五条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める現物給与の価額（平成二十一年厚生労働省告示第二百三十一号）の全部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年一月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

健康保険法第四十六条第一項、船員保険法第二十二条、厚生年金保険法第二十五条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める現物給与の価額は、次の各号に掲げる健康保険法第三条第五項、船員保険法第二条第四項若しくは厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬、健康保険法第三条第六項、船員保険法第二条第五項若しくは厚生年金保険法第三条第一項第四号に規定する賞与又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二条第二項に規定する賃金（以下「報酬等」という。）のうち金銭又は通貨以外のもので支払われる報酬等の種類に応じ、当該各号に定める価額とする。

一　食事で支払われる報酬等　次の表の第一欄に掲げる都道府県ごとに、食事提供の頻度に応じて第二欄から第六欄までに定める額

都道府県名	一人一月当たりの食事の額	一人一日当たりの食事の額	一人一日当たりの朝食のみの額	一人一日当たりの昼食のみの額	一人一日当たりの夕食のみの額
北海道	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
青森県	一七、一〇〇円	五七〇円	一四〇円	二〇〇円	二三〇円
岩手県	一六、八〇〇円	五六〇円	一四〇円	二〇〇円	二二〇円
宮城県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
秋田県	一七、一〇〇円	五七〇円	一四〇円	二〇〇円	二三〇円
山形県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二一〇円	二四〇円
福島県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
茨城県	一七、一〇〇円	五七〇円	一四〇円	二〇〇円	二三〇円
栃木県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
群馬県	一七、一〇〇円	五七〇円	一四〇円	二〇〇円	二三〇円
埼玉県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
千葉県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二一〇円	二四〇円
東京都	一八、九〇〇円	六三〇円	一六〇円	二二〇円	二五〇円
神奈川県	一八、三〇〇円	六一〇円	一五〇円	二一〇円	二五〇円
新潟県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
富山県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
石川県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二一〇円	二四〇円
福井県	一八、三〇〇円	六一〇円	一五〇円	二一〇円	二五〇円
山梨県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
長野県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二一〇円	二四〇円
岐阜県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
静岡県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
愛知県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
三重県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
滋賀県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二一〇円	二四〇円
京都府	一八、六〇〇円	六二〇円	一六〇円	二二〇円	二四〇円
大阪府	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二一〇円	二四〇円
兵庫県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二一〇円	二四〇円
奈良県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二一〇円	二四〇円
和歌山県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二一〇円	二四〇円
鳥取県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
島根県	一八、六〇〇円	六二〇円	一六〇円	二二〇円	二四〇円
岡山県	一七、一〇〇円	五七〇円	一四〇円	二〇〇円	二三〇円
広島県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
山口県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
徳島県	一七、一〇〇円	五七〇円	一四〇円	二〇〇円	二三〇円
香川県	一七、一〇〇円	五七〇円	一四〇円	二〇〇円	二三〇円
愛媛県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
高知県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円